

◀特別集計▶令和2年夏季賞与（一人平均）

令和2年の夏季賞与（令和2年6月～令和2年8月の「特別に支払われた給与」のうち、賞与として支給された給与を特別集計したもの）は、賞与支給のある事業所における一人当たり平均では、前年比0.5%増の383,431円となった。主な産業についてみると、製造業4.6%減、卸売業、小売業1.9%増、医療、福祉3.1%増となった。

また、賞与支給のある事業所に雇用される労働者の割合は、前年差2.4ポイント減の79.5%となった。

なお、賞与支給のない事業所を含めた全労働者一人当たり平均で見ると、夏季賞与は前年比2.4%減の304,828円となった。主な産業についてみると、製造業7.2%減、卸売業、小売業1.5%減、医療、福祉1.3%増となった。

表1 支給事業所における労働者一人平均賞与額の前年比（%）の推移

（事業所規模5人以上）

区分	平成26年	27	28	29	30	令和元年	2
調査産業計							
夏季賞与	3.0	-2.7	2.6	0.4	4.2	-1.5	0.5
年末賞与	2.0	-0.1	0.2	2.9	1.0	-0.2	
製造業							
夏季賞与	9.7	-3.1	0.7	0.6	3.6	-1.2	-4.6
年末賞与	5.0	1.0	-0.7	4.3	0.2	-1.3	

表2 令和2年夏季賞与の支給状況

（事業所規模5人以上）

産業	(A) 支給事業所における労働者一人平均賞与額			(B) 支給事業所数割合		(C) 支給事業所に雇用される労働者の割合		(D) きまって支給する給与に対する支給割合		(参考) (A)×(C) 全事業所における労働者一人平均賞与額		
	令和2年	令和元年	前年比	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	前年比
	円	円	%	%	%	%	%	か月分	か月分	円	円	%
調査産業計	383,431	381,343	0.5	65.3	67.9	79.5	81.9	1.01	0.98	304,828	312,320	-2.4
飲業、採石業等	483,785	575,709	-16.0	68.9	61.4	80.5	78.4	0.70	1.58	389,447	451,356	-13.7
建設業	512,328	513,611	-0.2	68.5	65.5	77.8	74.8	1.02	1.00	398,591	384,181	3.8
製造業	491,999	515,635	-4.6	68.4	72.7	86.2	88.6	0.99	0.97	424,103	456,853	-7.2
電気・ガス業	778,997	779,700	-0.1	89.4	88.2	90.0	90.6	1.83	1.71	701,097	706,408	-0.8
情報通信業	671,221	679,098	-1.2	68.8	67.4	84.6	85.4	1.23	1.25	567,853	579,950	-2.1
運輸業、郵便業	339,235	367,466	-7.7	67.8	71.1	82.0	84.5	0.91	0.98	278,173	310,509	-10.4
卸売業、小売業	345,445	338,932	1.9	64.1	66.8	74.3	76.9	1.01	1.00	256,666	260,639	-1.5
金融業、保険業	635,558	607,594	4.6	85.8	90.4	91.8	93.2	1.61	1.54	583,442	566,278	3.0
不動産・物品貸貸業	447,592	447,396	0.0	75.0	73.0	83.7	82.2	1.32	1.18	374,635	367,760	1.9
学術研究等	643,092	660,402	-2.6	72.9	74.4	85.2	87.8	1.24	1.28	547,914	579,833	-5.5
飲食サービス業等	55,296	62,688	-11.8	41.5	46.6	53.8	60.3	0.36	0.37	29,749	37,801	-21.3
生活関連サービス等	162,270	159,473	1.8	39.8	51.0	61.6	72.1	0.67	0.62	99,958	114,980	-13.1
教育、学習支援業	518,523	505,637	2.5	78.7	78.0	92.3	90.6	1.35	1.34	478,597	458,107	4.5
医療、福祉	284,697	276,199	3.1	74.4	76.1	86.0	87.5	0.89	0.86	244,839	241,674	1.3
複合サービス事業	434,922	429,742	1.2	94.4	96.1	97.0	98.2	1.65	1.62	421,874	422,007	0.0
その他のサービス業	211,166	208,712	1.2	69.5	73.0	79.4	84.3	1.11	0.99	167,666	175,944	-4.7
調査産業計												
500人以上	633,853	652,608	-2.9	95.6	96.4	96.2	96.8	1.47	1.49	609,767	631,725	-3.5
100～499人	418,274	431,227	-3.0	91.7	93.4	92.2	94.0	1.20	1.21	385,649	405,353	-4.9
30～99人	335,961	331,267	1.4	86.8	89.4	87.1	90.0	1.10	1.10	292,622	298,140	-1.9
5～29人	274,523	261,268	5.1	61.7	64.2	63.7	66.6	0.98	0.94	174,871	174,004	0.5
30人以下	438,830	443,167	-1.0	87.9	90.3	91.0	93.0	1.13	1.13	399,335	412,145	-3.1

- (注) 1. 「(A) 支給事業所における労働者一人平均賞与額」とは、賞与を支給した事業所の全常用労働者（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）についての一人平均賞与支給額である。
 2. 「(B) 支給事業所数割合」とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合である。
 3. 「(C) 支給事業所に雇用される労働者の割合」とは、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合である。
 4. 「(D) きまって支給する給与に対する支給割合」とは、賞与を支給した事業所ごとに算出したきまって支給する給与に対する賞与の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均である。

※ 毎月勤労統計調査に関する詳細な結果は、以下のURL（政府統計の総合窓口（e-Stat））に掲載しております。
 (https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=00001011791)

参考表 全事業所における労働者一人平均賞与額の前年比（％）の推移
 （事業所規模 5 人以上）

区 分	平成 26年	27	28	29	30	令和 元年	2
調 査 産 業 計							
夏 季 賞 与	4.0	-2.7	2.6	-0.3	3.8	-1.0	-2.4
年 末 賞 与	2.8	-0.4	0.1	1.1	2.6	0.0	
製 造 業							
夏 季 賞 与	10.8	-2.3	1.2	1.5	6.1	-2.9	-7.2
年 末 賞 与	6.3	1.6	-0.1	4.2	1.5	-1.2	

用語の説明

- 1) 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者
 のいずれかに該当する者をいう。（平成30年1月分調査から定義が変更となっていることに留意が必要）
- 2) 現金給与額について

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

 - ・現金給与総額：以下に述べるきまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。
 - ・きまって支給する給与（定期給与）：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
 - ・所定内給与：きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。
 - ・所定外給与（超過労働給与）：所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
 - ・特別に支払われた給与（特別給与）：労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的の事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。
 - ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
 - ② 支給事由の発生が不定期なもの
 - ③ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
 - ④ いわゆるベースアップの差額追給分
- 3) 産業名で、「鉱業、採石業等」、「電気・ガス業」、「不動産・物品賃貸業」、「学術研究等」、「飲食サービス業等」、「生活関連サービス等」、「その他のサービス業」とあるのは、それぞれ「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。